

★ 広島県港湾特別整備事業費特別会計に属する普通財産の貸付け及び譲渡に係る広島県公有財産管理規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十一号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

港湾施設用地の用途を廃止したことにより普通財産となった土地の分譲等促進するため、連帯保証人及び延納利率に関する特例を当該土地の貸付け及び譲渡に適用することとし、必要な改正を行った。

二 施行期日

公布の日